

田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町、すさみ町にお住いの皆様へ

田辺保健医療圏 退院調整ルール



退院調整ルールとは、患者さんが安心して
お家での生活に戻れるよう支援させていただ
くことを目的とした病院とケアマネジャーの
情報共有のルールです。

入院時から病院とケアマネジャーが患者さ
んの情報を共有することで、退院に向けた話
し合い(カンファレンス)や介護保険サービ
ス等の準備をあらかじめ行います。



退院調整ルールの流れ (介護保険サービスを利用している方の場合)



要介護(要支援)認定を受けていない方も、患者さんの状態により介護保険サービスの利用手続きなど、病院とケアマネジャーが連携して支援します。

高齢者・ご家族、地域の皆様へのお願い

もしもの入院のために 大切なこと・・・

ご自宅への退院をスムーズに進めるために入院したときから、なるべく早く病院とケアマネジャーが連絡を取ることが必要です。

高齢者・ご家族、民生委員など地域の皆さまには、ご理解・ご協力をお願いします。

入院したらケアマネジャーに連絡

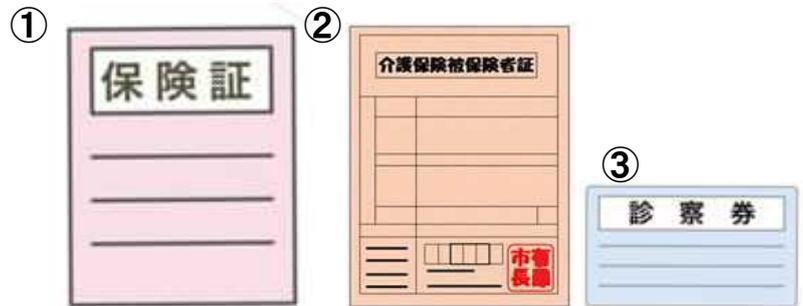
介護保険サービスを利用している方が入院したときは、なるべく早くケアマネジャーに連絡してください。

ご本人さんやご家族がケアマネジャーへの連絡をお忘れの場合、民生委員さん、お知り合いの方が声をかけてください。

「入院時セット」の準備

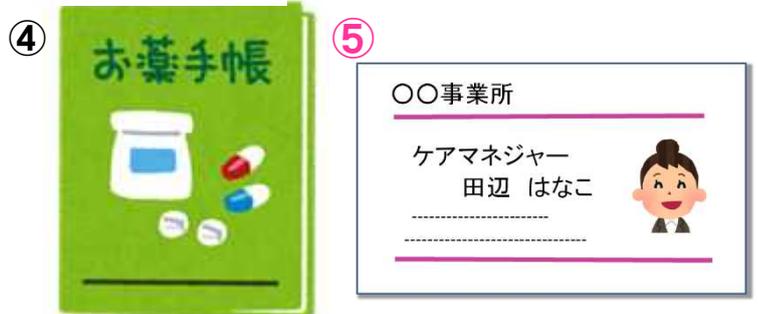
万が一に備えご準備ください。

- ①医療保険証
- ②介護保険証
- ③診察券
- ④お薬手帳



⑤担当ケアマネジャーの名刺

急な入院で、ご家族がケアマネジャーに連絡できない場合などに、病院がケアマネジャーと連絡が取りやすくなります。



発行：田辺西牟婁圏域医療と介護の連携推進会議

(事務局) 西牟婁振興局健康福祉部保健福祉課 TEL 0739-22-1200 (代表)

※詳しくは、西牟婁振興局健康福祉部保健福祉課ホームページに掲載の「医療と介護の連携強化事業」をご覧ください。